

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 宮城 政剛



濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の集合契約について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
那覇市保健所より「濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の集合契約について」が届きましたのでご案内申し上げます。

委任状は既に提出している施設は提出不要です。新たに契約する施設のみ提出をお願い致します。
また、関係文書は当会ホームページ(新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報)に掲載しております。
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局：石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

那健保総第 6283 号
令和 5 年 3 月 29 日

一般社団法人 那覇市医師会
会長 友利 博朗 様

那覇市長 知念 覚
(公印省略)

濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の集合契約について

平素より、本市保健衛生行政へのご理解、ご協力並びに新型コロナウイルス感染症対策へのご協力感謝申し上げます。

みだしのことにつきまして、「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(令和 3 年 8 月 13 日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。令和 4 年 7 月 25 日付け一部改正。)において、医療従事者が濃厚接触者となった場合、業務前の検査による陰性確認等の要件を満たせば医療に従事することが可能となっております、貴会との集合契約の形式で締結し、各医療機関で実施した検査の費用を公費負担してきたところです。

令和 5 年度については、令和 5 年 5 月 7 日(感染症法上の位置づけ変更となる 5 月 8 日の前日)まで、本市と各医療機関との間で委託契約を締結したいと考えております。本契約を円滑に進めるため、貴会との集合契約の形式での締結とさせていただきます。

なお、当該契約の効果は遡及することができることから、契約締結を待たずに検査を実施して差し支えないことを申し添えます。当該契約に関する貴会員への周知をお願い致します。

記

送付資料： *主な変更箇所等

- (1) 医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託契約 (案)
- (2) 委託概要 *令和 5 年 5 月 7 日まで契約期間
- (3) 委任状 *新たに契約する施設のみ提出
- (4) 濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査の実施届出・実績報告等 (様式 1・2 等)
*検査日：令和 5 年 5 月 7 日まで選択可
- (5) Q & A
- (6) 参考資料 (検査フロー図・検査対象期間)
- (7) 「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」(令和 3 年 8 月 13 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。令和 4 年 7 月 25 日付け一部改正。)

【担当者】 那覇市保健所保健総務課感染症グループ 恩納
TEL : 098-853-7972 FAX : 098-853-7966

委託概要

1. 契約目的

「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和3年8月13日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。令和4年7月25日付け一部改正。）に基づき、医療機関において、濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査を実施することにより、勤務可能な医療従事者を確保し、医療提供体制の維持を図る。

2. 契約の対象者

那覇市内の病院又は診療所

3. 契約方法

那覇市との個別契約。

ただし、那覇市医師会所属医療機関は、同医師会を通じての集合契約とする。

4. 契約期間

令和5年4月1日から令和5年5月7日まで。

（感染症法上の位置づけが変更となる5月8日の前日まで）

※委託契約の適用期間は、別途通知するものとする

5. 検査の目的

濃厚接触者となった医療従事者の勤務のための陰性確認を目的とする。

6. 検査対象者

以下のすべての要件を満たす者が検査の対象者となる。

- ・他の医療従事者による代替が困難な医療従事者で、無症状であること。
- ・新型コロナウイルスワクチンの追加接種を実施済みで、追加接種後14日間経過した後（ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済で、2回目の接種後14日間経過した後でも可）に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- ・濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

7. 検査の種類及び単価

- ・抗原定性検査 3,000円/件（税込）
- ・抗原定量検査 5,500円/件（税込）
- ・PCR検査 7,000円/件（税込）

8. 検査の流れ

① 濃厚接触者の把握

保健所からの濃厚接触者の認定を踏まえて、各医療機関の管理者において、検査対象者を決定する。なお、保健所業務の逼迫により、濃厚接触者の認定が困難な場合は、医療機関における濃厚接触者候補のリストアップを可能とする。

最終暴露日から3日間が検査の対象期間（令和4年7月25日以降の取扱い）となります。

② 実施届出

検査実施前に、届出様式（様式1）を那覇市保健所あて電子メールで提出する。

【提出先】那覇市保健所 保健総務課 恩納

アドレス：K-SOU002@city.naha.lg.jp

（ケイ・エス・オー・ユー・ゼロ・ゼロ・2@）

※メールの件名は「（医療機関名）医療従事者行政検査」とし、添付ファイルにはパスワードをかける等、個人情報の取扱いに十分注意すること。

③ 検査の実施

対象者の検査を行い、陰性確認後、当該医療従事者の勤務が可能となる。

陽性となり、発生届対象となる場合は、医療機関において原則 HER-SYS で那覇市保健所へ発生届を提出する。発生届対象外の方へは、必要な案内を行ってください。（R4.9.26より全数届出の見直しで発生届対象が限定化されたことによる対応）

HER-SYS の ID 登録がまだの医療機関については、別紙の「【HER-SYS】医療機関等 利用者 ID 登録申請書（兼 ID 通知書）」を事前に那覇市保健所あて電子メールで提出しておくこと。

【提出先】K-SOU002@city.naha.lg.jp

※メールの件名は「（医療機関名）HER-SYS ID 申請」とすること。

④ 実施報告及び請求

検査実施の翌月10日までに、報告様式（様式2）及び請求書を、那覇市医師会に提出する。那覇市医師会は、とりまとめの上、同月20日までに那覇市に送付する。（個別契約の場合は、直接那覇市への送付）

⑤ 支払い

市にて、実施報告を確認し、各医療機関へ委託料を支払う。

9. その他

- ◆ 本委託契約は、厚生労働省事務連絡（※）に基づく行政検査を対象としたものであることから、当該事務連絡が改正された場合には、改正内容に沿って、契約内容が変更となることがあります。

※「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年7月25日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

- ◆ 濃厚接触者となった医療従事者の勤務については、他の医療従事者による代替が困難な場合に限る運用を徹底し、感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- ◆ 業務従事前に陰性を確認する目的での検査となるため、原則、自院での検査としてください。
- ◆ 本委託契約の効果は遡及可能であることから契約締結前であっても、市が適用を認めた期間については支払いの対象となります。ただし、前年度分の支払いはできませんのでご注意ください。
- ◆ 沖縄県及び那覇市にて無償で配布した抗原検査キットを使用した場合は、支払い対象となりません。
- ◆ 保険診療請求している検査については、本委託契約での委託料の請求はできません。

【各問合せ先】

- (1) HER-SYS の ID 申請、その他 HER-SYS に関する問い合わせ

那覇市保健所新型コロナウイルス感染症現地対策本部

担当：當山、東黒島、速水

TEL：098-853-7975 または 098-917-0225

E-mail：K-SOU002@city.naha.lg.jp

- (2) 契約の内容、請求に関する問い合わせ

那覇市保健所 保健総務課 感染症グループ 担当：恩納

TEL：098-853-7972

医療機関における新型コロナウイルス感染症行政検査委託
(濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査)
Q & A 【第5版】

令和4年1月24日 第1版

令和4年1月27日 第2版

令和4年6月1日 第3版

令和4年7月25日 第4報

令和5年3月31日 第5報

沖縄県ワクチン・検査推進班

1 医療従事者の範囲はどこまでですか。

病院又は診療所に勤務する直接医療に携わる職員
(医師、看護師、臨床検査技師、介護士等)

2 当該委託契約における検査対象者の要件は何ですか。

以下のすべての要件を満たす者が検査の対象者となります。

- ・他の医療従事者による代替が困難な医療従事者で、無症状であること。
- ・新型コロナウイルスワクチンを3回接種済みで、追加接種後14日間経過した後(ただし、2回目接種から6か月以上経過していない場合には、2回接種済みで、2回目の接種後14日間経過した後でも可)に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- ・濃厚接触者である当該医療従事者の業務を、所属の管理者が了解していること。

3 医療事務職員は委託対象者となりますか。

医療事務等の職員は、当該契約で定める医療従事者でないため、委託対象外です。

4 いつからの検査が委託の対象となりますか。(委託の適用期間)

令和5年4月1日から令和5年5月7日までの期間を委託の適用期間とします。

※感染症法上の位置づけ変更に伴う期間までの間

当該委託契約は、「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」（令和4年7月25日付け一部改正厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づくため、当該事務連絡の改正された場合には、委託の適用期間（終期）は、見直すことになります

5 契約に関する委任状の提出前に行った検査であっても、委託料の請求は可能ですか。

適用期間内であれば、委任状提出前の検査であっても、委託料の請求が可能です。委任状は追って医師会経由で提出してください。

6 濃厚接触者となり、待機解除後に医療に従事するために業務前検査を行う場合、当該委託検査の対象となるでしょうか。

検査対象期間は、最終暴露日から3日間が対象期間となり、それ以降の業務前の陰性確認は委託対象外です。

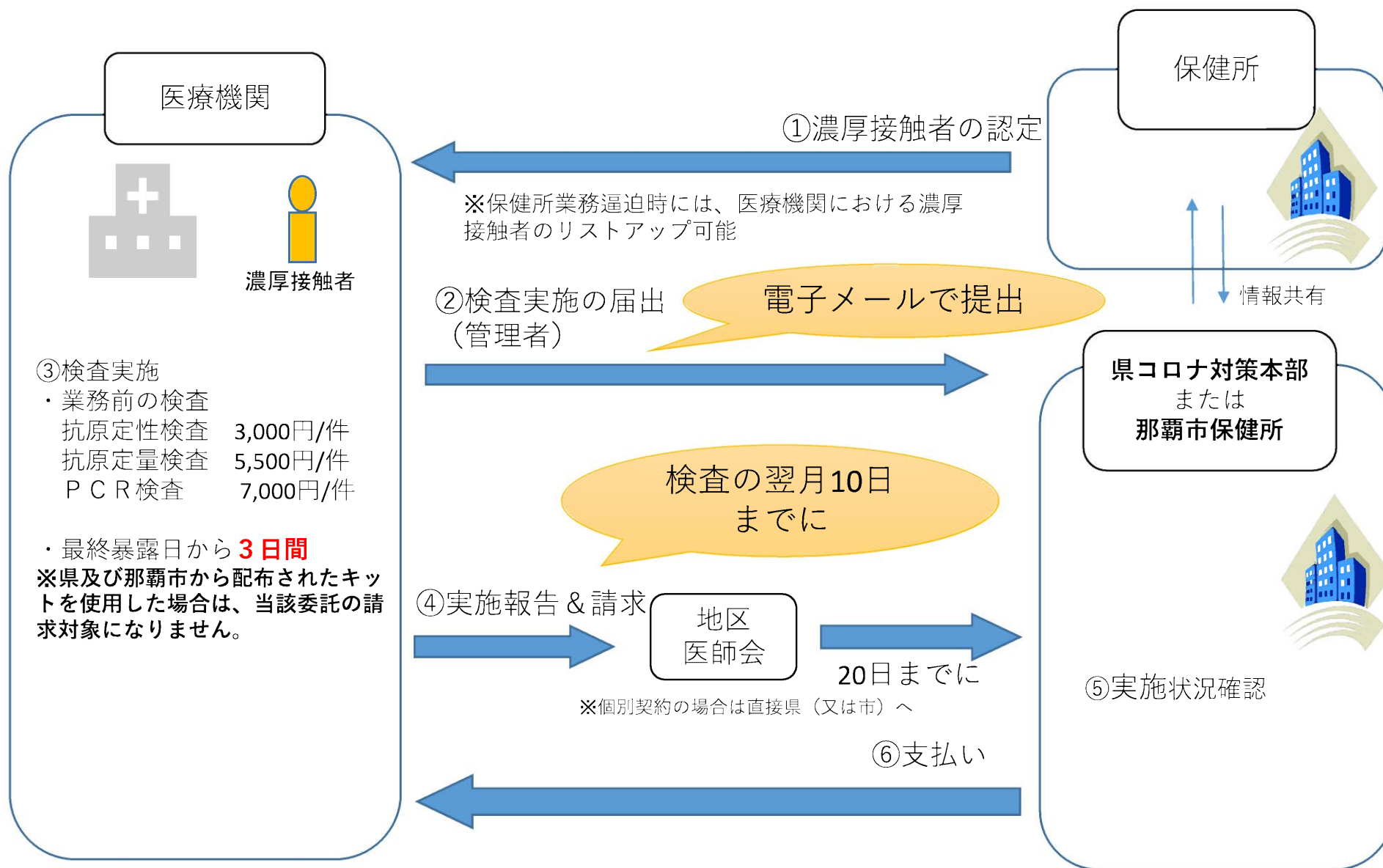
7 濃厚接触者となり、待機3日目に医療に従事するため、業務前に抗原定性検査を行う場合、委託の対象となるでしょうか。

抗原定性検査を用いた場合、2日にわたる検査を実施し3日目で解除となるため2、3日目のみが委託の対象となります。

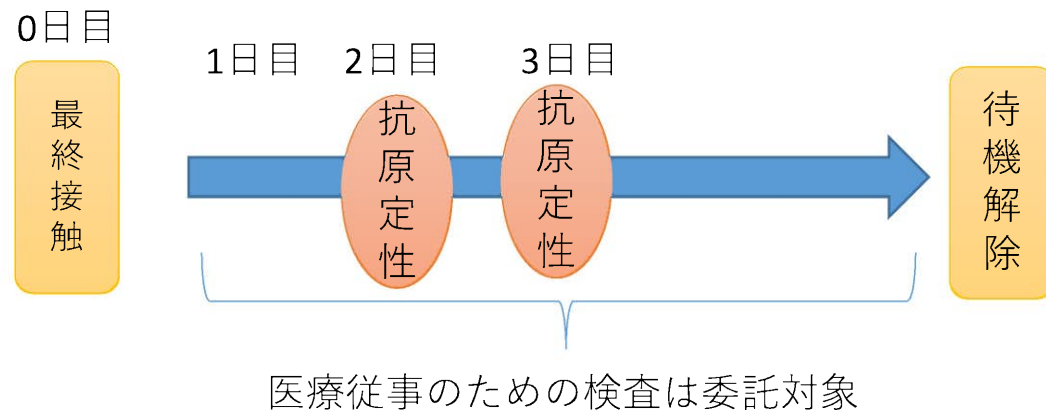
8 当該検査に関する請求は、保険診療で公費として請求するのでしょうか。

当該検査については、県（又は那覇市）からの直接の委託業務として行うものですので、保険診療として請求するのではなく、県（又は那覇市）に委託料として請求してください。なお当該検査を実施し、陽性となり症状がある場合など保険診療検査として請求する場合は、当該委託料として請求はできません。

令和4年度 濃厚接触者となった医療従事者に対する行政検査



- 濃厚接触者である医療従事者の業務前検査の対象期間については、オミクロン株が主流となっていることから、最終暴露日から3日間としております。
- なお、今後、濃厚接触者の待機期間の取り扱いに変更があった場合は、それに準じて対象期間が変更となる可能性があります。



1日目～3日目の期間、医療に従事するための業務前検査は、本委託契約の対象

